

校舎等の管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立函館病院高等看護学院（以下「学院」という。）の建物およびその敷地ならびにこれらに属する従物で学院長の管理に属するもの（以下「校舎等」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(校舎等管理者)

第2条 学院長は、校舎等の管理を行うため、校舎等管理者および校舎等管理補助者を置く。

- 2 校舎等管理者は教務課長とし、校舎等管理補助者は学院長が指名する。
- 3 校舎等管理者は、学院長の指示を受けて、火災予防、盗難予防等を図るため、校舎等の維持管理を行う。
- 4 校舎等管理者に事故があるときは、校舎等管理補助者がその職を行うものとする。

(出入者の確認)

第3条 学院長は、校舎等に入出入りしようとする者に、その氏名および目的を確認することができる。

(出入口の開閉)

第4条 校舎等の出入口の開放時間は、原則として午前7時30分から午後6時までとする。ただし、学院長が必要であると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 学院の休業日および学院長が必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、校舎等の出入口を閉じることができる。

(校舎等の使用許可等)

第5条 授業以外で校舎等を使用しようとする者は、事前に学院長に学院使用申込書を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 学院長は、前項の規定による学院使用申込書が提出された場合には、可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 3 学院長は、第1項に規定する許可に校舎等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 4 学院長は、校舎等の使用目的が学院の教育目的に支障があると認めるときは、許可しないものとする。

(使用者の義務)

第6条 前条第2項の規定による使用を許可する旨の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、校舎等の使用に際して、前条第3項の規定により付された許可の条件があるときは、当該条件および第10条の規定による学院長の指示に従わなければならない。

(違反者の措置)

第7条 学院長は、使用者が前条の規定に違反したときは、既に提出した使用の許可を取り

消し、または使用を中止させることができる。

(使用変更等)

第8条 使用者は、使用しようとする校舎等の使用期間、時間その他の事項を変更しようとするときは、学院長の許可を受けなければならない。

(使用後の届出)

第9条 使用者は、校舎等の使用を終了したとき、または中止したときは、速やかに原状に復し、その旨を学院長に届け出なければならない。

(学院長の指示)

第10条 学院長は、校舎等の維持管理上必要があると認めるときは、校舎等の使用状況について調査し、使用者に対し指示を与えることができる。

(使用者の損害賠償)

第11条 使用者は、故意または過失により、使用を許可された校舎等の設備、備品等を破損したときは、当該破損による損害の額に相当する額を賠償しなければならない。

(掲示等の許可)

第12条 校舎等内で、印刷物、ポスターその他これらに類する物を掲示し、または配布しようとする者は、あらかじめ、学院長の許可を受けなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学院長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。